八幡浜市合葬式納骨施設 に関するQ&A

八幡浜市

令和7年2月27日現在

- 施設使用について
- 使用申請について
- 使用料について
- 収蔵について
- 改葬について
- 法要・参拝について

■ 施設使用について

- Q. 納骨施設を使用するには、何から準備をしたらいいですか。
- A. まずは、現在、お墓があるかどうか。あるのであれば今後どうするか。ご家族でよくご相談ください。場合によっては、お寺さんや石材業者さんなどにご相談されてはどうでしょうか。
- Q. 納骨施設の使用について、事前に相談してもいいですか。
- A. かまいません。担当者が不在の場合もあるため、事前に相談日時をご予約 ください。直接お越しいただいた場合、お待ちいただくことや対応できない ことがありますのでご了承ください。
- Q. 納骨施設にペットと一緒に入りたいのですがいいですか。
- A. できません。この施設は、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、人の遺骨を 収蔵するために設置、運営するもので、ペットの遺骨を収蔵する施設ではあ りません。

■ 使用申請について

- Q. 納骨施設は早く申請しないと、すぐに納骨壇が満杯になりますか。また、満 杯後空きが出た場合は、抽選になりますか。
- A. 納骨施設には充分な収蔵場所を用意しているので、すぐに満杯になることは想定していません。(第 I 期 9 6 区画 1 2 8 体収蔵、増設可)また、使用申請は年間を通して受け付けており、受付期間を限定して抽選で決めることはありません。施設の使用については、ご家族でよくご相談の上、申し込んでください。
- Q. 宗教や宗派の違いにより申請が不可となる場合がありますか。
- A. 宗教や宗派は問いません。
- Q. 申請書の提出には、申請者本人が行かないとだめでしょうか。
- A. 申請者本人が来所できない場合は、ご家族(代理人)の提出でも構いません。 ただし、生前予約は申請者本人が申し込むこととしています。ご家族の方な ど手続きできる方がいる場合は、生前予約ではなく通常の納骨をお勧めし

ます。

- Q. 生前予約を希望しています。市内の者であれば誰でも申し込むことはできますか。
- A. 本市に本籍又は住所がある65歳以上の方であれば、生前予約が可能です。 ご自身がお亡くなりになった後、納骨壇に収蔵されるよう生前に準備をし てください。
- Q. 火葬・埋葬許可証がどこにあるかわからなくなったのですが、再発行は可能ですか。
- A. 当市で火葬した場合は、市役所の市民課で再発行が可能です。他の自治体で火葬をした場合は、火葬をした自治体にお問い合わせください。

■ 使用料について

- Q. 使用料はいつ支払うのですか。
- A. 資格審査終了後、使用資格が確認できれば、市から使用料の納付書を送付します。納付書が届きましたら、指定金融機関等でお支払いください。
- Q. 生前予約の場合、使用料はいつ支払うのですか。
- A. 生前予約の場合でも、通常納骨の場合でも、施設の使用料は資格審査終了後、使用資格が確認できた時点で、納付書により全額納めていただきます。
- Q. 生前予約の場合、使用期間はいつから始まるのですか。
- A. 生前予約の場合、使用期間は焼骨が収蔵されるときから始まります。通常 納骨の場合、使用期間は使用許可の日から始まります。
- Q. 納骨施設の使用を途中で取りやめた場合、納めた使用料は還付されますか。
- A. 改葬など施設の使用を途中で取りやめた場合、使用料の還付は原則行いません。ただし、使用期間の変更等による使用料に差額については還付します。

■ 収蔵について

Q. 納骨当日、骨壺を納骨施設に持っていくときは、箱や袋に入れたままでい

いですか。

- A. 納骨壇に焼骨を収蔵する場合は、6寸用以下(幅・奥行20センチメートル以下、高さ22センチメートル以下)の骨壺に入れた状態でお届けください。 外箱や袋はお持ち帰りいただきます。
- Q. 納骨壇や骨壺の中に、故人の愛用の品も入れていいですか。
- A. 焼骨以外の物(遺品、位牌、写真など)は、入れることはできません。
- Q. 納骨壇の使用を1体用から2体用へ変更することは可能ですか。また、その場合、収蔵期間は通算で30年以内となるのですか。
- A. 納骨壇は使用期間中1回に限り使用期間の変更が可能で、1体用から2体 用の変更も可能です。使用期間は通算ではなく、1体用、2体用それぞれの 使用許可の日から30年以内です。
- Q. 納骨壇の使用期間の変更はなぜ1回しかできないのですか。
- A. 本施設の使用料は前払制であるため、使用期間中の変更は基本的にないものと考えています。ただし、1体用から2体用の変更など、諸事情を考慮して1回に限り変更を可能としています。
- Q. 使用期間を経過した焼骨はどうなるのですか。
- A. 市が骨壺から取り出し他の焼骨とともに合葬室に合葬します。その際、使用者や親族などには使用期間終了等の連絡はしません。

■ 改葬について

- Q. 墓じまいを考えています。他のお墓から納骨施設に遺骨を移したいのですが、どのようにすればいいのですか。
- A. 遺骨を移すには改葬許可証が必要です。お墓が所在する自治体で改葬許可証を発行してもらってから、納骨施設の使用申請を行ってください。
- Q. 納骨施設への改葬を考えています。まとまった遺骨があるのですが、使用 料はどのようになるのですか。
- A. 納骨壇へ改葬する場合、焼骨の体数に応じて使用料がかかります。1つの 骨壺に入れることができる焼骨は1体限りとなります。また、合葬室へ改葬 する場合も、焼骨の体数に応じて使用料がかかります。

- Q. 改葬の際、再火葬は必ずしなければいけませんか。
- A. 納骨施設へ改葬する場合、施設の衛生管理上、焼骨の再火葬をお願いします。(参考:やすらぎ聖苑の再火葬料は1回につき1万円です。1回の体数が多い場合は事前にご確認ください。)
- Q. 納骨壇に収蔵した焼骨を他のお墓などへ移すことはできますか。
- A. 納骨壇使用中の焼骨は可能です。納骨壇の返還手続きをしてください。仮に納骨壇の使用者が既に亡くなっている場合は、事前に納骨施設使用権の 承継手続きが必要となります。なお、返還に際する使用料の還付はしません。

■ 法要・参拝について

- Q. お彼岸やお盆などに納骨施設の中に入って、参拝することはできますか。
- A. 開館時間内であれば、納骨施設内の参拝所で自由に参拝できます。ただし、 納骨室内に入って参拝することはできません。(開館時間:1月1日と友引 の日を除く9:00~17:00)
- Q. お寺のお坊さんに来ていただいて、お経をあげてもらってもいいですか。
- A. 納骨施設内では、政教分離の観点から宗教行為はできません。
- Q. お花やお供え物を持参してお参りしてもいいですか。
- A. 大丈夫です。参拝後は、線香など火気の後始末を必ずしてください。お供え 物はお持ち帰りいただきますようお願いします。